

一般社団法人日本真空学会 学会賞規程

(目的)

第1条 本表彰は、真空、表面および関連する科学・技術とその産業利用の進歩発展に関して顕著な功績をあげた一般社団法人日本真空学会（以下「本会」という）の正会員に対して日本真空学会学会賞を授与し、その功績を称えることを目的とする。

(推薦)

第2条 本会正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によって学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(選定)

第3条 表彰審査会は、推薦された候補者の中から毎年2名以内の受賞にふさわしい候補者を選考して、理事会に推薦する。理事会は表彰審査会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、真空に関する連合講演会において行い。受賞者には賞状を授与し、楯を贈呈する。

(受賞業績の公開)

第5条 受賞業績は、真空に関する連合講演会において紹介する。

(規程の改廃)

第6条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。

付則

この規程は平成26年1月30日から実施する。

この規程は平成27年3月11日の理事会において第5条を変更した。